

理由

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る所要の規定の整備を行うとともに、特惠関税の適用除外となるマレーシアを原産地とする物品の指定を行う必要があるからである。